

『改訂増補 実務に役立つ 社会福祉法人の会計基準 Q&A』発刊 その2

かねてよりご案内していた改訂増補版が、2014年12月に発刊されています。

従来から、単に会計基準の説明で終わらず、『結局、どうしたらいいのか?』という実務の観点から説明しています。会計基準に明記されていないことまで取り上げた、まさに”実務に役立つ”本です。

”今までどこにも書かれていなかった説明”が満載です。

どうぞお手に取って、じっくりご覧ください。

増補した項目を2回に分けて、ご紹介します。

《第4章 事業活動計算書》

Q4-6 匿名の寄附金、多額の寄附金の計上拠点区分

《第5章 貸借対照表》

Q5-1 社会福祉法人の外部に対する貸付金

Q5-2 社会福祉法人における資金運用

Q5-3 積立金を積み立てずに積立資産を計上できるケース

Q5-8 役員退職慰労引当金

《第6章 財務諸表の注記》

Q6-8 重要な後発事象

Q6-9 その他の注記

《第9章 新しく導入された会計処理》

Q9-3 仕組債の評価損

《第10章 移行年度の処理》

Q10-2 基本財産土地等の移管



《資料》

[資料1] 経理規程の様式例

[資料2] 注記事項の記載例

[資料3] 予算書の様式例

《資料》も十分にお役立てください。

例えば経理規程の様式例は、一番シンプルな状況を想定して準備しました。

利用に際して3つの注意事項があります。

1. 全国社会福祉施設経営者協議会が作成したモデル経理規程(以下、「モデル規程」という。)は、強制されるべきものではありません。
2. 経理規程は法人の実態に応じて、法人自らが決めるべきものです。
3. この様式例は、各種選択できる会計処理の方法のうち「簡便法」を記載しています。

つまり、法人名を変える形で「モデル規程」をそのまま使ったり、該当のない会計処理方法を記載したりせず、**経理規程**は各社会福祉法人が各々の実態に即して規定すべきものなのです。

カスタマイズが必要です。

新会計基準が各社会福祉法人へスムーズに導入されることによって、一層効率的な法人運営が行われ、事業に関する情報の充実や事業活動状況の透明化に役立つことを祈念しています。